別紙

中条町・黒川村

行政制度調整「調整方針等の変更」について

行 政制 度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分 類	3	害虫駆除
分科会	3	環境衛生	調整項目	1	害虫駆除に対する支援

中条町担当	町民福祉課	生活環境係	
黒川村担当	住民課	環境衛生係	

	現況		<u></u>	調整方針		
記載事項	中 条 町	黒川村	F	in 主 /) 业		MH *5
記載事項 名 称 事業概要 14 年度決算額 15 年度決算額	中条町 屋内消毒事業 <u>公共下水道や高気密性住宅の普及など、生活環境の改善とともに実施希望世帯数が減り続け、平成16年度実績では総世帯数の5%台にまで激減した。</u> <u>このため、平成17年度から本事業を廃止し、所有している消毒機械19台は、希望する集落に貸し出す(薬剤代は実施する集落が負担する)。なお、消毒機械の借用申込みは、電話等により随時受け付ける。</u> (変更前)「蚊、八工、ダニなどに効く殺虫剤とそれを撒く噴霧器を希望町内に貸し出す。薬剤費、貸し出し費は無料。希望世帯が多い町内は噴霧器の運搬と整備もシルバー人材センターに委託して行う。乳剤(蛆殺し)の配布は、既に廃止している。」1,356,966円 (希望世帯数 835世帯) 874,386円 (希望世帯数 592世帯) H15年度のシルバーへの委託料は一回5,778円で、委託件数は35回。	屋内消毒 蚊、ハエ、ダニなどに効く殺虫剤とそれを撒く噴霧器を希望集	<u>り統一する。</u> とおりとする。 また、乳質が進んできる。 まえ、合併を で変更前りりのである。 で変更がある。 でが近の普遍である。	Mの配布は、下れていることから、 を3 年を目途に を3 年を目途に を3 年を目途に ただし、乳剤の のが進んできてしる のまえ、合併後	は、現行の 水道の普及 、現状を踏 廃止する。 町の例によ の配布は、 いることか	調整方針の変更 黒川村でのシルバ ーへの委託見込は、 12 件で 69,336 円。
関係法令等			財政への影 中条町 黒川村 計 備考 平成1	響額 予算額 7年度当初予算^	調整後見込	単位:千円

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分 類	1	児童福祉
分科会	5	児童福祉分科会	調整項目	6	乳幼児医療費助成

中条町担当	町民福祉課	福祉保育係	
黒川村担当	住民課	国民健康保 険係	

	現況		- - 調 整 方 針	備考
記載事項	中 条 町	黒川村	神 光)## ¹ 5
名称	乳児の医療費助成事業	同左	合併時、中条町の例により統一する。	調整方針の変更
目的	乳児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって乳児の保健の向上と福祉の増進に寄与する。	同左		
			」(変更前)「中条町の例により統一する。ただし、合併年度は、現行のとおり	
助成対象者	医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、町内に住所を 有する乳児の保護者	同左	る。たたし、古所年度は、現100とのりとする。」	県 1/2 町村 1/2
	ただし、生活保護法による保護を受けている世帯の乳児の保護者 以外とする			
助成の範囲	医療保険各法の規定による医療費から保険給付(高額療養費を含む)及び他方負担額を控除した額から一部負担金を控除した額	同左		
	医療保険各法の規定による標準負担額減額認定証の交付を受けた 者が療養と併せて受ける食事療養に係る入院時食事療養費標準負 担額			
助成期間	生まれた日から満 1 歳に達する月の末日まで	同左		
所得制限	なし	なし		
一部負担金	・ 外来 月の初回から4回目まで530円(自己負担額が530円に 満たない場合はその金額)	同左		
	・ 入院 1日につき 1,200円			
	指定訪問看護 指定訪問事業者ごとに1日につき 250円			

	現況			细粒子丛		/# * *
記載事項	中条町	黒川村		調整方針		備 考
名称	幼児の医療費助成事業	同左				
目的	幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって幼児の保健の向 上と福祉の増進に寄与する。	同左				
助成対象者	医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、町内に住所を 有する幼児の保護者	同左				
	ただし、生活保護法による保護を受けている世帯の幼児の保護者、 町重度心身障害者医療費助成を受けることができる幼児の保護者、 町ひとり親家庭医療費助成を受けることができる幼児の保護者は 対象としない					
助成の範囲	医療保険各法の規定による医療費から保険給付(高額療養費を含む)及び他方負担額を控除した額から一部負担金を控除した額					
助成期間	入院通院とも 対象幼児が満1歳に達した日の属する月の翌月の 初日から満6歳に達した日以後の最初の3月31日まで	・ 通院 対象幼児が満1歳に達した日の属する月の翌月の初日から 満3歳に達した日の属する月の末日まで				助成期間の変更
	(変更前:満4歳に達した日の属する月の末日まで)	・ 入院 対象幼児が満1歳に達した日の属する月の翌月の初日から 満4歳に達した日の属する月の末日まで				
所得制限	なし	なし				
一部負担金	・ 外来 月の初回から4回目まで530円(自己負担額が530円に 満たない場合はその額)	・同左				
	・ 入院 1につき 1,200円					
	・ 指定訪問看護 指定訪問事業者ごとに1日につき250円					
14 年度決算額	25,549,059円	3,501,137円				
15 年度予算額	31,537,970円	3.230,000円				
			財政への影響		細數後用以前	単位:千円
			中条町	予算額	調整後見込額	影響額(増減)
	中条町乳幼児の医療費助成に関する条例	│ │黒川村乳児の医療費助成に関する条例、黒川村幼児の医療費助成に関	黒川村			
関係法令等		まる条例				
			備考 平成		ベース	

行 政制 度調整表

専門部会	5	建設部会	分 類	4	道路維持
分科会	2	道路河川分科会	調整項目	3	道路占用料

中条町担当	地域振興課	土木係	
黒川村担当	建設課	係	

	現。		ᄪᅘᆠᄾ	/# **
記載事項	中 条 町	黒川村	調整方針	備 考
1 道路占用料	上田物件 上田料 単位 金額 第2種電柱 770 第3種電柱 1,200 第3種電柱 1,600 第3種電話柱 1,100 第3種電話柱 1,100 1,500 2,2	占用物件 占用料 単位 金額	合併時、県条例に準じ所在地市の占用料を適用する。ただし、合併前の両町村で占用の許可を受けているものは、合併後3年間は現行のとおりとする。 (変更前)「合併時に中条町の例により統一する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。」	調整方針の変更

							調整 方針	備
事項	中条町					黒 川 村 		
		占用料						
		占用物值	'牛	単位	金額	同左		
	法第32条 る施設	第1項第3号》	及び第4号に掲げ		1,100			
			階数が1のもの		Aに0.003を乗 じて得た額			
		T-013E	階数が2のもの	占用面積1平方 メートルにつ	Aに0.005を乗 じて得た額			
	第1項第5号に掲げる施設	i i	階数が3以上の もの		Aに0.006を乗 じて得た額			
	O JUERX	上空に設け			710			
		地下に設ける通路 その他のもの			360 1,100			
	法第32条	祭礼、縁日	の 等に際し、一時 もの	占用面積1平方 メートルにつ	11			
	第1項第6号に掲げ			き1日 占用面積1平方	110			
	る施設	その他のも		メートルにつ き1月				
		看板(アー	一 时 りに 設 け	メートルに ノ	110			
		チであるも のを除く)	その他のもの	き1月 表示面積1平方 メートルにつ き1年				
		標識		1本につき1年	850			
	政令第7	旗ざお	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	1本につき1日	11			
	条第1号 に掲げる	 		1本につき1月	110			
	物件	幕(政令第7 条第2号に 掲げる工事	祭礼、縁日等に 際し、一時的に 設けるもの	その面積1平方 メートルにつ き1日	11			
		用施設であるものを除く。)	その他のもの	その面積1平方 メートルにつ き1月				
		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100			
			その他のもの		540			

		現	₹	<u>.</u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		# *
記載事項	中条	町	黒川村	Ā	周整方針		備考
	占用物件 政令第7条第2号に掲げる工事用施設	占用料 単位 金額	同左				
	及び同条第3号に掲げる工事用施設 及び同条第3号に掲げる工事用材料 政令第7条第4号に掲げる仮設建築物 及び同条第5号に掲げる施設	古用面積1平万					
	政令第7 条第6号 に掲げる 階数が2のもの						
	施設並び に同条第 7号に掲 げる施設 路数が4以上の	Aに0.015を乗 じて得た額					
	及び自動	Aに0.008を乗 占用面積1平方 じて得た額 メートルにつ Aに0.008を乗					
		- して付た領					
	その他のもの A は、近傍類似の土地(政令第7条9	Aに0.018を乗 じて得た額	Aは、黒川村固定資産課税台帳に登録された価格によるものとする。				
	は自動車修理所について近傍に類似の条件、収益性等土地価格形成上の諸要法(昭和25年法律第226号)第380条第付けられている固定資産課税台帳にる。	の土地が存しない場合には、立均 素が類似した土地)に係る地方和 第1項の規定により市町村に備え	변 1 1				
				財政への影響			単位:千円
				中条町	予算額	調整後見込額	影響額(増減)
				黒川村			
関係法令等	中条町道路占用料等徴収条例		黒川村道路占用料等徴収条例	計			
				備考 平成 1 	7年度当初予算	ベース	

専門部会	7	教育部会	分 類	1	社会体育施設
分科会	4	スポーツ振興分科会	調整項目	1	体育施設

中条町担当	教育課	スポーツ振興係	担当者名	
黒川村担当	社会教育課	社会教育係	担当者名	

	現	況	調整方針	備考
記載事項	中 条 町	黒川村	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	MH 写
名称	中条町体育館	黒川村体育館	運営日、運営時間については現行のと	
施設状況	昭和 42 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 22 時 00 分 休館日 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで バスケットボールコート 2 面 バレーボールコート 2 面 テニスコート 2 面 バドミントンコート 6 面 卓球コート 18 台 会議室 2 更衣室男女各 1 室 収容人員 3,602 人	昭和 41 年完成 開館時間 9時 00分 閉館時間 22時 00分 休館日 12月 28日から翌年の1月4日まで バレーボールコート2面 テニスコート2面 バドミントンコート3面	おりとし、合併後に調整する。	
名称	武道館	(施設なし)		
施設状況	昭和 48 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 22 時 00 分 休館日 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで 柔道場 88 畳 剣道場 143 ㎡・師範室 2・シャワー2・便所 2			
名称	弓道場	(施設なし)		
施設状況	昭和 59 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 22 時 00 分 休館日 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで 3 人立			
関係法令等	社会体育設置条例 社会体育施設管理運営規則 予算額(体育館武道館弓道場管理事業)	黒川村体育館設置条例 黒川村体育館管理規則		

	現、流		調整方針	備考
記載事項	中条町	黒川村	神 笠 刀 회	1/H 1/5
名称	総合グランド体育館	(施設なし)		
施設状況 使用料	昭和 54 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 22 時 00 分 休館日 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで バレーボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面 ミニバスケットコート 1 面、卓球台 8 台 クライミングロープ 2 本			
名称	総合グランドテニスコート	(施設なし)		
施設状況	昭和 49 年完成 開場時間 8 時 30 分 閉場時間 日没まで 冬期間閉鎖 クレーコート 4 面			
名称	多目的運動場(野球場)	・黒川村多目的広場 (変更前)「黒川村営野球場(黒川球場)」		用途の変更
施設状況	昭和 54 年完成 開場時間 8 時 30 分 閉場時間 日没まで 冬期間閉鎖 野球場2面 ラグビーコート1面 サッカーコート1面	平成 17 年設置 ・黒川村山村広場(胎内球場) (ナイター設備有り) 昭和 56 年完成 開場時間 8 時 00 分 閉場時間 22 時 00 分 冬期間閉鎖		
施設状況	平成 2 年完成 開場時間 8 時 30 分 閉場時間 22 時 00 分 冬期間閉鎖 全天候型第 2 種公認 メインスタンド 1,300 人収容 1 階本部席・審判・役員・会議・管理人・湯沸・更衣各施設 用具室・男女トイレ 3 ヶ所 芝生スタンド 4,000 人収容	(施設なし)		
名称	交通公園	(ttr = 0.1 >)		
施設状況	開園期間 4月1日から11月30日まで	(施設なし)		
関係法令等	中条町社会体育施設設置条例 中条町社会体育施設管理運営規則 中条町交通公園設置条例 中条町交通公園管理運営規則	黒川村多目的広場設置及び管理条例、黒川村多目的広場管理運営規則(変更前)「黒川村村営野球場設置及び管理条例、黒川村村営野球場管理運営規則」黒川村山村広場設置及び管理条例、黒川村山村広場設置及び管理条例施行規則		

	現。		│ _─ │ 調 整 方 針	備考
記載事項	中条町	黒川村	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	MH 15
名称	B&G海洋センター体育館	(施設なし)		
施設状況	昭和 56 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 22 時 00 分 休館日 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで バレーボールコート 2 面 バドミントンコート 4 面 バスケットコート 1 面 卓球台 10 台 テニスコート 1 面			
名所	B & G海洋センター艇庫	(施設なし)		
施設状況	昭和 56 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 17 時 00 分 開設期間 4 月 1 日から 11 月 30 日まで ・O P ヨット 10 艇・シングルカヌー30 艇・ペアカヌー2 艇 ・12 F ヨット 4 艇・ローボート 6 艇・救助艇 2 艇			
 名称	B&Gプール	黒川村営プール	+	
施設状況	昭和 57 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 22 時 00 分 開設期間・・・教育委員会の公示による期間 ・上屋付 25.0m×6 コース×1.2m ・幼児用プール L = 10.0×W=6.0×H=0.5 ・更衣室ロッカー・温水シャワー・トイレ各男女別	昭和 42 年完成 開館時間 10 時 00 分 閉館時間 17 時 00 分 開設期間・・・教育委員会の公示による期間 ・上屋付 25.0m×6 コース×1.2m		
関係法令等	社会体育設置条例 社会体育施設管理運営規則 予算額(海洋センター一般経費)	黒川村プール設置条例 黒川村プール管理規則		

	現 況			±6	周 整 方 針		 備 考
記載事項	中条町		黒川村		可		1佣 15
名称	サンビレッジ中条	(施設なし)					
施設状況	平成 11 年完成 開館時間 8 時 30 分 閉館時間 22 時 00 分 休館日 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで ・バレーボールコート 2 面・バスッケトボールコート 1 面 ・バドミントンコート 4 面・テニスコート 1 面 ・卓球ルーム 4 台・ランニングコース 116m ・健康ルーム 1 室男女別トイレ						
名称	国際交流公園テニスコート	(施設なし)					
施設状況	平成4年完成 開館時間 8時30分 閉館時間 19時00分 冬期間閉鎖 オムニコート(人口芝)8面 管理事務所1棟、公園内トイレ						
名称 施設状況	鴻の巣公園テニスコート 平成 12 年完成	(施設なし)					
がいませんがら	中版 12 年元版 開館時間 8時30分 閉館時間 21時00分 冬期間閉鎖 オムニコート(人口芝)2面、公園内トイレ						
名称	地域スポーツ施設	(施設なし)					
	統廃合された小学校の体育館及びグランドを地域に開放している。・体育館6ヶ所・グランド6ヶ所開館時間 8時30分 閉館時間 22時00分						
	休館日 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで。			財政への影響	響額		単位:千円
					予算額	調整後見込額	影響額(増減)
				中条町			
 関係法令等	社会体育設置条例 社会体育施設管理運営規則、			黒川村			
	在云体育施設官理連昌規則、 都市公園条例、都市公園条例施行規則			#老 亚芘 1	5 年度当初予算	<u> </u>	

行 政制 度調整表

専門部会	7	教育部会	分 類	1	社会体育施設
分科会	4	スポーツ振興分科会	調整項目	2	社会体育施設使用料

中条町担当	教育課	スポーツ係	
黒川村担当	社会教育課	社会体育係	

				現 況							調整方針		 考
記載事項		中条	町			黒川村			即の正とノノール	l/H3	· ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '		
1 屋内運動場 使用料					黒	川村体育	育館						
12/13/11	区分	使月	用料及び使用時	間		<u> </u>		使用料及び使用時間 (1時間当たり)		間当たり)	当分の間、現行のとおりとするが、施設		
		8時30分~12時	12 時~17 時	17 時~22 時			分	9 時~17 時	17 時~22 時	摘要	ごとの均衡を考慮し調整する。		
	体育を目的 競 とした場合	5,150	8,240	10,300			学 生 校 生		40 50				
	版 こした場合 技 					大	<u> </u>	70	80				
	場との他の場	10,300	16,480	20,600			競技		940				
	合				寸	集	会 等	2,100	5,250				
	一階会議室	620	620	825	体	即売会	・展示会等	6,300	10,500				
	二階会議室	825	825	1,030		有 料	興業等	8,400	15,750				
	役員室ステ-ジ	310 620	310 620	415 825	会	会議・	集会等	730	1,050				
	小山学生	10	10	20	議室	即売会	・展示会	1,050	2,100				
	恒	20	20	30		ı		-	1				
	人 一般	45	45	55)倍額とする。[広域7市町村は			
	体育館(総合グラ	ランド)				村内料金とする。 2 施設の使用時間は、準備並びに原状回復に要する時間を含むのとする。 3 特に必要があると認めたときは、使用料を減額又は免除するこ							
	IT FIGURE (MC II)		用料及び使用時	間									
	区分	8時30分~12時	12 時~17 時	17 時~22 時		特に必 とができ		と認めたとさは	、伊用料を减額	又は免除するこ			
	団 体	3,090	4,120	5,150									
	個 小中学生	20	20	30									
		30	30	55									
	八 一 般	55	55	75									
	中条町B&G海洋	<u> 羊センタ</u> ー体育餌	i i										
	区分		用料及び使用時										
		8時30分~12時											
	団 体	3,090	4,120	5,150									
	個 小中学生 高 校 生	20 30	20 30	30 55									
	人 一般	55	55	75									
	ミーティングルーム	515	515	725									
	更衣ロッカー		1回に	こつき 10									

				現 況		調整方針	備	考
記載事項		中条	囲丁		黒川村	明明 正 ノン 東口	I/HI	· ' =
屋内体育館	サンビレッジ中斜	Z.						
使用料	┃		用料及び使用時					
		8時30分~12時						
	団 体	3,200		6,400				
	小中学生			100				
	人 👨 🎋 🛨	100		150				
	一 般	100		150				
	卓球場 1 人(2 時間)	100	100	150				
2 学经供用业	中久町				<u> </u>			
2 武道館使用料	中条町武道館 使用料及び使用時間			間	当該施設なし			
	区分	8時30分~12時						
	柔道場(団体)	1,030	1,650	2,060				
	剣道場(団体)	1,030	1,650	2,060				
	小中学生	30	30	55				
	高校生	55	55	75				
	一般	105	105	155				
3 弓道場使用料	中条町弓道場				当該施設なし			
3.2 %[2,1311	区分		用料及び使用時					
		8時30分~12時	1					
	団体	1,030	1,650	2,060				
	小中学生			55				
		-		75				
		105	105	155				

			現	———— 況						備考
記載事項		中条	町			黒川村			神 笠 刀 却)相 · 5
4 屋外競技場使用料	陸 団 体 上 小中学生 競 個 技 人	8 時 30 分~12 時 5,150 20 30	8,240 20 30	7 時~22 時 3,300 20 30	黒川日中ナイター	高 校 3 小・中学 3 一 ,	8 時 ~ 22 時 1,260 注 630 注 310 设 1,570 注 790	使用時間 1回2時間30分以内 - 人数は、関係なし 1回2時間30分以内		
	場 一般照 明 施 設 テニス場 一面につき サッカー場 可 体 野球場 団 体	260	55 1 時間につき 260 2 時間につき 一面 2 時間につき	55 200 100 2,060 1,030	料 2 イ 又 (1)学校 (2)その <u>黒川</u> 使用	は とする。 使用者が次の各号 は一部を免除する 交、公共団体、体 D他管理者が必要 1村多目的広場	の一に該当すると認ることができる。 育団体が自己の事業 と認めたとき。	でる。広域7町村は、村内 のたときは使用料の全部 のため使用するとき。 には黒川村山村広場設置		使用料の変更
					N	球場 交	とができる。 育団体が主催の業務 るとき。	する。		

			現 況		ᄪᅟᅘᄼ	# *
記載事項		中条町		黒川村	調整方針	備考
5 プール使用料	中条町B&G海	詳センタープール 使用料及で 10 時 ~ 17 時	が使用時間 17 時~22 時	黒川村営プール 1人1回の使用につき、50円(中学生以下は無料)		
	個 クラブ 高校 会員 一般 上記 中学生以 内 高校 会	ラブ 高校生 1回につき 20 1回につき 55 一般 1回につき 30 1回につき 75 記 中学生以下 1回につき 30 1回につき 55 - 放生 1回につき 45 1回につき 75 者 - 般 1回につき 55 1回につき 105				
6 艇庫使用料	更 衣 ロ ッ カ ー 1 回につき 10 中条町 B & G海洋センター艇庫 使用料及び使用時間 8 時 30 分 ~ 16 時			当該施設なし		
	区分	器材名				
	高校生以外の者 及 び 海洋クラブ会員	O P ヨット カ ヌー レーシングカヌー(1人乗り) ペーシングカヌー(2人乗り) ペーア・カーヌー B & G カッター 12 フィートヨット 4 2 0 級ヨット ダブルスカル ローボード セールボード 救 助	1 艇 1 時間 105 " 105 " 210 " 210 " 210 " 210 " 210 " 210 " 210 " 210 " 105 " 105			
	上記以外の者	O P ヨ ッ ト カ ヌ ー レーシングカヌー(1人乗り) ペ ア カ ヌ ー B & G カッター 12 フィートヨット 4 2 0 級 ヨ ッ ト ダ ブ ル ス カ ル ロ ー ボ ー ド セ ー ル ボ ー ド 救 助	" 210 " 210 " 210 " 310 " 310 " 310 " 310 " 310 " 310 " 310 " 310 " 310 " 725			

]	現 況		· 由 · 子 · 公	備 考
記載事項		中条	田丁		黒川村	- 調整方針 -	備 考
7 合宿所・ミー ティングルー ム使用料	ミニ合宿所・ミーティングルーム区分使用料及び使用時間 (1人当り) 8時30分~17時 17時~8時30分(宿泊)中条町に住所を有する者105310中条町以外の者155515				当該施設なし		
8 地域スポーツ 施設使用料	中条町地域スポーツ施設 使用料及び使用時間 区 分				当該施設なし		
	大出地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	8時30分~12時	2,060	17 時~22 時 4,120			
	乙地域スポーツ施設屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120			
	村松浜地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120			
	築地地域スポーツ施設 屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120			
	竹島地域スポーツ施設屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120			
	高浜地域スポーツ施設屋内運動場 (団体)	1,440	2,060	4,120			
	1 屋内施設を使用するの使用料の3割増と2 体育館競技場の半3 団体が競技場を使用ージについては、無4 冷暖房施設を使用5 総合グランド陸上町長は、教育上3 用料の一部又はまのとおり。	ニする。 面使用の場合は、 用する場合、会議 無料とする。 する場合は、5割 競技場の照明施設 又は公益上必要な	半額とする。 室、ミーティン 増とする。 B使用料は、減 G使用と認めた	ングルーム、ステ 免しない。 : ときは、その使			

	I			現 ————————————————————————————————————		備 考		
記載事項		中条町	Ī		黒川村	rm 5		
備考	[使用料の減免基準] 次の各号に定めるも の減免につき申請があ 料の一部又は全部を免 (1)町内にある公立及 園及び保育園が本来	うつたときは、次 1除することがで び私立の高等学	表に定めた ごきる。 :校、中学校	:基準により使用 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	使用料の減免基準] 黒川村体育館 村長は、当該団体等の代表者から使用料減免の申請があつた ときは、別表に定めるところにより、使用料の全部又は一部を 免除することができる。 (別 表)			
	(2)全国、新潟県又は	下越、三市二郡	、郡若しく	は北部郷をそれ	減免の場合 減免の割合			
	ぞれ区域とするスポーツ団体が主催して行うスポーツ行事に使用するとき。 (3)本町の産業、芸術文化振興のため町が主催又は共催する展示会、発表会等に使用するとき。 (4)その他町長が減免することが適当と認めたものが使用するとき。				黒川村、新発田市、中条町、聖籠町が主催 100 / 100 以内 1 又は奨励並びに後援する行事及びこれに 参加するために使用する場合			
					黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町 100 / 100 以内 2 村内の保育園、小、中学校が教育の目的の ために使用する場合			
	・体育・武道		・B&Gプール ・B&G艇庫	地域スポーツ 屋内運動場	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町95 / 100 以内3 村内の社会教育団体、社会体育団体が、その目的のために使用する場合			
	世界団体 一一一 使用団体 一十一号道	遺場・テニス場		・大出	4 その他教育委員会が必要と認めた場合 50 / 100 以内			
		・野球場		·Z	黒川村山村広場(胎内球場)			
	 	100% 100%	100%	100%	管理者は、前条の規定にかかわらず、使用者が次の各号の一に			
	育 町内の字校、 の 幼保育園	100% 100%	100%	100%	亥当すると認めたときは別表三により、前条の使用料の全部又 は一部を免除することができる。			
	た町内の社会め、体育団体等	80% 80%			1 学校、公共団体、体育団体が自己の事業のため使用するとき。 2 その他管理者が必要と認めたとき。 (別表三)			
	で町内官公署	50% 50%			使用団体 使用目的 減免割合			
	用 田 以外の団体	30% 30%	30%	30%	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町 アマチュアス 全額 村立学校・保育園・黒川村、新発田市、中 ポーツ競技・			
	体町	100%		100%	条町又は聖籠町の体育団体 レクリェーシ			
	以幼保育園	100%		100%	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の市町 "			
	外 町内の社会 体育団体等	70%		70%	村部局及び黒川村、新発田市、中条町、聖			
	め町内官公署	40%		40%	黒川村、新発田市、中条町、聖籠町の社会 " 五割			
	に 町内の上記 使 以外の団体	20%		20%	教育団体			
	用				財政への影響額	単位:千		
					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	額影響額(増減		
					中条町			
	+ 4 m > 1 . 4 . +				黒川村山村広場設置及び管理条例 ニューニー 計 コーニーニー			
関係法令等	中条町社会体育施設設 中条町社会体育施設管				黒川村多目的広場設置及び管理条例、黒川村多目的広場管理運営規則 (変更前)「黒川村村営野球場設置及び管理条例、黒川村村営野球場管理 運営規則」 黒川村営プール設置条例	備考 平成15年度当初予算ベース		